

伺

令和2年 No.31

○教員養成開発連携機構規程の一部を改正する規程

改正理由

HATOプロジェクト協働事業に関連した体制整備に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和2年3月27日 教員養成開発連携機構会議 審議・承認

教員養成開発連携機構規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年3月28日

国立大学法人東京学芸大学長
出口利定

令和2年規程第18号

教員養成開発連携機構規程の一部を改正する規程

教員養成開発連携機構規程（平成25年規程第21号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

教員養成開発連携機構規程の一部改正について

改正理由：HATOプロジェクト協働事業に関連した体制整備に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(教員養成開発連携センター)</p> <p>第8条 機構に教員養成開発連携センター（以下「センター」という。）を置き、東京学芸大学に設置するセンターを、HATOプロジェクトの活動の拠点とするとともに、他の三大学にも同一名称のセンターを置き、連携・協力して事業計画を遂行する。</p> <p>2 四大学のセンターにはセンター長を置き、各大学の理事もしくは副学長をもって充てる。また、必要に応じて副センター長を置くことができる。</p> <p>3 第1項の規定に基づき設置するセンターには、<u>四大学協働事業に必要なプロジェクト等</u>を置き、四大学が連携・協力して事業計画を遂行する。</p> <p>4 四大学のセンターについて必要な事項は、<u>四大学がそれぞれ別に定める。</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> この規程は、<u>令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(教員養成開発連携センター)</p> <p>第8条 機構に教員養成開発連携センター（以下「センター」という。）を置き、東京学芸大学に設置するセンターを、HATOプロジェクトの活動の拠点とするとともに、他の三大学にも同一名称のセンターを置き、連携・協力して事業計画を遂行する。</p> <p>2 四大学のセンターにはセンター長を置き、各大学の理事もしくは副学長をもって充てる。また、必要に応じて副センター長を置くことができる。</p> <p>3 第1項の規定に基づき設置するセンターには、<u>IR部門、研修・交流支援部門、先導的実践プログラム部門</u>を共通に置き、<u>四大学の各部門</u>が連携・協力して事業計画を遂行する。</p> <p>4 <u>第3項に規定する部門のほか、四大学のセンターに必要な部門を置くことができる。</u></p> <p>5 <u>部門には部門長を置くことができる。</u></p> <p>6 四大学のセンターについて、<u>必要な事項は四大学がそれぞれ別に定める。</u></p> <p>[省略]</p>